

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 6 月 3 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25－41380－0108 号
工事（委託業務）名	砂防（交付）工事（法面）
質 問 事 項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？ 2. 特記仕様書第 10 章で任意仮設としている仮設防護柵工の施工延長が簡易吹付法枠工の施工延長と同じになっていますが、平面図の等高線から判断して掘削範囲内の等高線が起点側に傾斜しており人家もあることから、仮設防護柵を起点側へ増工する必要があるのではないですか？ 3. 横断図の形状から法枠工を簡易吹付法枠工標準施工図（8/12）のとおり全て正方形に施工することは不可能であり、法面工求積図（7/12）の面積とも差異が生じると推定しますが、現場条件に整合した法面展開図は契約後に発注者から提供されるという理解で良いですか？ 4. 施工箇所までの工事用進入路の確保はされているという理解で良いですか？ 5. 周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で良いですか？ 6. 特記仕様書第 10 章で工事支障物件は「無」となっていますが、第 32 章には「架空線がある場合の対策」が記載されています。工事支障物件は無いという理解で良いですか？ 7. 1 号縦排水工の縞鋼板蓋は最上部と最下部に計画されていますが、同様の勾配である中間部へは設置しないという理解で良いですか？	
回 答 事 項	
1. 御理解のとおりです。 2. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 3. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 4. 御理解のとおりです。 5. 御理解のとおりですが、施工開始にあたっては受注者からも地域への周知をお願いします。 6. 移転等が必要な支障物件はありません。 7. 御理解のとおりですが、現場状況を確認し必要な場合には、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。	